

第2版まえがき

本書は、2010年3月に初版が出された『憲法とそれぞれの人権』の第2版である。比較的短期間のうちに第2版を出す機会に恵まれたことは、執筆者一同の喜びとするところである。

ただし、今回の改訂は、部分的手直しにとどめることとなった。したがって、初版「まえがき」に記した本書のコンセプトに変更はない。それどころか、憲法を取り巻く客観的情勢は、憲法学習をますます必要とし、重要な課題としている。今回の改訂作業につきメモをしておく、次のようである。

第1、旧くなった記述を現状に合わせることを今回の改訂の主目的とした。

第2、政権に復帰した自由民主党は2012年「日本国憲法改正草案」を発表しており、「憲法改正」に意欲をもつ首相は、当初、まずは日本国憲法96条の改正規定の「改正」（現在の厳格な改正手続を緩和し、容易に「改正」ができるようにする）からなどと主張し、その後、「憲法改正」の最大の争点である集団的自衛権につきその行使を何らかの方法で容認する方向を探っている。また、「日本国憲法改正草案」は、前文をはじめ憲法の全面的「改正」（書き換え）をめざしている。今回の改訂は、こうしたことをふまえて行うこととした。

第3、近時の重要な憲法問題のうち、ネット選挙、「ヘイトスピーチ」および生活保護法の問題を取上げ、それらを扱う新たな「コラム」を設けることとした。これら「コラム」は、「現代憲法教育研究会」の新たなメンバーである川端博昭さんと濱口晶子さんにご担当いただくこととした。また、岐阜県・中津川で起きたいわゆる「代読裁判」「障害者いじめ裁判」についても「コラム」で取り上げた。

改訂作業は、初版執筆者全員で行われた編集会議を経て全体を調整した上で行われた。このことにつき法律文化社から多大な支援をいただき、同時に、編集担当の舟木和久さんから丁寧なご協力をいただいたことに感謝を申し上げる。

2014年3月

執筆者を代表して
倉持孝司

初版まえがき

憲法を初めて学ぼうとする者を対象に、松田恒彦他『やさしい憲法』（憲法読本作成委員会、1975年）に学びつつ、憲法教育のための斬新な本を作りたいと「憲法教育研究会」が発足したのは1980年のことであった。そして、研究会の成果として、『主権・人権・平和——憲法と日本の現状』（法律文化社、1983年）、『検証・日本国憲法——理念と現実』（法律文化社、1987年）、『それぞれの人権——くらしの中の自由と平等』（法律文化社、1996年）を出版してきた。これらは、その時々々の政治状況との関連で、厳しい状況に直面した日本国憲法の危機が叫ばれるなかで、「どっこい憲法は生きている」との思いを将来を担う世代と憲法教育の実践において共有したいとの願いから生み出されたものであった。

さて、今日、状況は大きく変わり、あるいは変わろうとしている。

第1、「憲法教育研究会」の創設メンバーが次々と定年を迎え、たとえば上記のような成果をあげてきた活動に一区切りをつける時期を迎えたこと。第2、端的には「日本国憲法の改正手続に関する法律」が投票権者を「年齢満18年以上の者」としたこと、あるいは司法制度改革との関連での法科大学院の新設、裁判員制度の発足、「法教育」の開始などからも、「憲法教育」の必要性・重要性はますます高まってきていること。第3、「改憲」をめぐる政治状況との関連で、できるだけ正確に日本国憲法の現状を知り、憲法の歴史をたどりつつ日本国憲法の理念を十分に受けとめ、その上で日本国憲法の現状と理念とをつきあわせ、1人ひとりが現状にどのように対応すべきかを考える機会をもつことの必要性・重要性がますます高まってきていること、などである。

このようななか、今回、時間をかけた話し合いを経て、「憲法教育研究会」の問題関心を継承しつつ、しかし新たな活動の時期に入るべきだということになり、同研究会をいわば発展的に解消して新たに「現代憲法教育研究会」として再出発することとした。本書は、同研究会の最初の成果ということになる。

本書の企画は、元々は「憲法教育研究会」の最後の書となった『それぞれの人権』の新版を意図して始まったものであるが、上のような事情から、『それぞれ

の人權』の問題関心を引き継ぎつついくらか新しい構成から成る新しい本をつくることになった。なお、本書は、これまでと同じように憲法を初めて学ぼうとする人びとを主な対象とすることとした。

上の『それぞれの人權』の問題関心とは、憲法と人權の全体像の把握に基づき、従来の人權の体系的配列にはこだわらずに、「人權を侵害される側」に着目して項目を立て彼ら・彼女らのおかれた現実を憲法の観点から検証するということであり、人權が実際によりよく実現できるためにはそれにふさわしい統治、平和の確保が必要だということである。新しい構成とは、憲法の全体像をより十分に把握できるように第1部をおき、従来は資料で扱うにとどめていた統治もそこで論述することにしたということ、それとは別にその重要性を考慮して第3部をおき、従来は資料篇で扱っていた平和主義について論述化したということ、第2部では、憲法の基礎を整理をした上で具体的な人權状況を検討し、さらに学習を進めるために課題を提示するという流れで記述したということである。また、「現代憲法教育研究会」の問題関心の一端を示すために、研究会での議論の対象となった「法教育と憲法教育」等のテーマに関連して「コラム」をおくこととした。さらに、スペースの許す範囲内で資料を配置しビジュアル化をはかるとともに本文を補うような工夫をした。これらはまた、本書の特徴でもある。なお、記述にあたって、「明治憲法」は用いずに「大日本帝国憲法」で統一し、判例は「最判0000年00月00日」などと記すこととし、本文での参照文献の引用は原則として省かせていただいた。

しかし、今回、新しい状況に応じた「憲法教育」のあり方につき十分な検討を行うまでには至らなかった。これについては、今後の「現代憲法教育研究会」の活動において検討をし続けていくことにしたい。

最後に、今回もまた、法律文化社からこれまでと変わらないご支援をいただき、とくに編集担当者の舟木和久さんから全面的なご協力をいただいたことに感謝するとともに、作業の一部遅れによって多大なご迷惑をおかけしたことに對しお詫びを申し上げる。

2010年3月

新たな気持ちで
執筆者一同